

五、防 蠅 施 設

傳染病豫防対策として蠅族の發生防止竝に驅除は病毒の傳播を防ぐに最も緊要なるに付、昭和十年傳染病豫防デーを設定し毎年六月より九月迄の間に毎月三日を傳染病豫防デーと定め、傳染病患者早期發見と併せ警察署長をして市町村及衛生組合を督勵し、殺蠅及驅蛹其の他防蠅施設の普及獎勵に努むる外展覽會、映畫會、或は印刷物等に依り之が普及徹底を期しつゝあり。

尙徳島市に於ては蚊族の發生夥しく冬季尙其の跡を絶たず、殊に夏季に在りては夜間に於ける作業等は著しく阻害せられ、一般民家に於ては日没後蚊帳を用ひ、若くは戸を閉ざして除虫菊、橙皮の類を燻烟し辛うじて其螫刺を防遏するの状況にして、縣に於ては之が徹底的に撲滅を期する爲パンフレット「蚊の一生」三千部、ポスター一千枚、リーフレット三萬枚を印刷頒布し又映畫「蚊の一生」を購入し、市内各所に於て映畫會並講演會を催し一般の注意を喚起すると共に、徳島市長を督勵し昭和十年度より下水溝渠の浚渫並石油乳劑、ミケヅール等の撒布をなし、蚊族の發生防止に努めたる結果豫期以上の効果を収めたり。

防 蠅 施 設 調

種 別	年 次	蠅 取 紙 無 料 配 付		町 村 又 ハ 衛 生 組 合 ニ 於 テ 割 引 販 賣 セ ル モ ノ		石 油 乳 劑 等 ヲ 無 料 撒 布 又 ハ 配 付 シ タ ル モ ノ (町 村 數)	便 所 ニ 防 蠅 設 備 ヲ ナ シ タ ル モ ノ
		町 村 數	枚 數	町 村 數	枚 數		
昭 和 八 年	同 年	一	一	一五	三五、三〇〇	三〇	二八八
同 九 年	同 年	一	一	三四	一四、七〇〇	四二	三三二
同 十 年	同 年	五	八、五〇〇	五三	二五、七〇〇	六三	三九三
同 十 一 年	同 年	六	一四、〇〇〇	五六	二六、八〇〇	七二	三五〇

六、豫 防 接 種

「腸チブス」の豫防対策として縣に於ては毎年豫防注射液二萬人分を製造し、町村に獎勵しつゝあり從來加熱「ワクチン」を用ひたりしが、昭和十一年より反應少なき感作「ワクチン」に改めたり。最近五ヶ年間平均豫防接種者は一〇、六〇六人にして近時「内服ワクチン」服用者の増加と併せて相當の効果を收めつゝあり。赤痢並疫痢に對しては從來豫防注射を施行しつゝありたるも、反應強大にして一般民衆に普及せしむること困難なるを以て、昭和八年より内服ワクチンの服用を獎勵せるに既往五ヶ年間の服用者概數は一七七、七二八名にして平均一ヶ年三五、五四六名に當り良好の成績を收めつゝあり。

腸チブス豫防液製造並接種成績

年次	製造数量	接種人員
昭和八年	一二、六七〇 <small>人分</small>	七、五七八
同 九年	一六、〇〇〇	八、五九七
同 十年	二六、〇〇〇	八、五五五
同 十一年	三〇、六七〇	一四、三四〇
同 十二年	二〇、〇〇〇	一三、九六〇

七、種痘

明治五年名東郡中一部の小兒に對し政府より下渡の痘苗を接種したるを公種痘の始めとし、以來明治六年十二月毎月五回の定日を設け、徳島市好生社に於て種痘をなす。明治七年文部省令を以て種痘規則の發布あり、之に基き翌八年二月種痘醫務心得を定め、明治十一年四月本縣一般に互り始めて公種痘を施行したり。明治二十一年二月徳島病院内に種痘種付所を設けたるも、明治二十四年一月廢止せり。

昭和十一年中に於ける種痘成績左の如し。

種痘成績表

種別	公種痘		私種痘		未種痘人員
	善感人員	不善感人員	善感人員	不善感人員	
第一期	第一回	三〇、三五五	四六九	三六	計
	第二回	一一、九五	一三三	七六	
第二期	第一回	一一、一五〇	二、七四〇	六三	一五、五五三
	第二回	一、二七〇	一、二三〇	七四	一、九七四
計		五三、五二五	六、四七二	一七三	六〇、一七〇
計		三、八八五	四、七三三		八、六一八

八、膽汁培養基の利用

腸チブス並バラチブス患者早期發見の一助として膽汁培養基を「アンプール」に入れ警察署に備付、必要に應じ開業醫に配付しつゝありしが利用者少きを以て本年度(十三年度)に於ては廣く開業醫に配付し、極力其の利用奨励に努め以て「チブス」豫防の徹底を期せんとす。

膽汁培養基製造數

製造數量	昭和八年	同 九年	同 十年	同 十一年	同 十二年	計
	三七五	二五〇	四七五	五〇〇	三八〇	一、九八〇

九、媒介飲食物の取締

飲食店、料理店、生菓子其の他特種營業者に對しては、昭和十年以降縣の係員をして製造所並調理場を視察せしめ、優良なるものには衛生状態優良賞を與へ、極力之が改善に努めたる結果漸次改善せられつゝあるも、近年「アイスクリーム」「アイスキアンデー」其の他飲食用氷製品の販賣者多きに鑑み營業者の保菌検査、製造所の視察、品質の検査等により衛生的取締を嚴重にしつゝあり。

一〇、細菌検査

患者の早期診斷並保菌者検索其の他の目的を以て、縣細菌検査室並三好郡池田細菌検査支所に於て施行する検査數は一ヶ年平均一〇、八七四件にして之が成績次表の如し。

最近五ヶ年間細菌検査成績

年次	検査件數		計
	法定傳染病ニ係ルモノ	其他	
昭和八年	四、九三五	四、六四九	九、五八四
同 九年	四、五四六	六、四二五	一〇、九七一
同 十年	三、〇二三	四、五四六	七、五六九
同 十一年	二、四一八	七、八二〇	一〇、二三八

同 十二年	九、一六五	六、八四五	一六、〇一〇
-------	-------	-------	--------

財團 恩賜 濟 生 會

明治四十四年五月 財團 恩賜 濟生會なる財團法人を創立し、大正三年勅令を以て行政廳は 財團 濟生會の委嘱を受け、其の救療事業に關し必要なる事務を施行すべき事を規定せられ、爾來警察部、警察署に於て其の事務を執行し公私病院、一般開業醫師、藥劑師、産婆に委嘱して無告の窮民にして醫藥給せず爲に天壽を終ふる事能はざる者に對し施藥救療を受けしめつゝあり。

昭和七年八月農漁山村の疲弊に鑑み 皇室にをかせられては特別の思召により御内帑金三百萬圓の御下賜の御沙汰に接し、國民齊しく恐懼感激に禁へずこゝに御下賜金と同額國費を出し以て、昭和七、八、九年の三ヶ年に互り 財團 恩賜 濟生會と別途に恩賜醫療救護事業を開始せり。即ち 財團 恩賜 濟生會は從來の通警察署を通じ、恩賜醫療救護事業は市町村を通じて施行し、双方相扶けて救護事業の完璧を期し事業を施行せり。

三ヶ年を経過するに至り社會は此の優渥なる思召に依る事業を急激に中絶なさしむる事は遺憾とし

同	二十六	六月	二十三日	同	一	個	殖産興業上ノ功勞	勝浦郡横瀬町	故實井能太功勞 嗣子 廣井 龜太郎
同	二十八	六月	十一日	同	金貳拾五	圓	貞	那賀郡桑野村	故實井 原 はる
同	三十九	一月	四日	同	金貳拾	圓	義	香川縣大川郡引田町	故實山本 久保 甚 吉
大正	五年	三月	三十日	同	銀杯	一個	公同事務ノ功勞	美馬郡半田町	故實海部 大久保 甚 吉
同	五年	五月	九日	同	同	同	殖産興業上ノ功勞	德島市福島本町	海部 大久保 甚 吉
昭	和三年	十一月	十日	同	同	同	節	美馬郡貞光町	加藤 部 八 ナ
同	同	同	同	同	同	同	同	那賀郡坂野村	木下 泰 吉
同	十一年	五月	八日	同	同	同	公同事務ノ功勞	同郡今津村	故實木下 泰 吉 嗣子 齋 寛 介

五九二

宮内省より銀盃及金員拜受者

大正	三年	一月	二十六日	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

文部大臣より賞金受領者

年	月	日	種	別	事	由	住	所	氏	名
大正	三年	一月	銀盃及金貳百圓	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

昭和五年十月三十日 賞金百圓 孝 子 阿波郡林町 小西 多平

内務大臣より獎勵金受領者

年	月	日	種	別	事	由	住	所	氏	名
大正	五年	二月	金貳百圓	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

農商務大臣より銀杯受領者

年	月	日	種	別	事	由	住	所	氏	名
明	治	四十四	銀杯	一個	殖産興業上ノ功勞	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

知事より賞與受領者

年	月	日	種	別	事	由	住	所	氏	名
明	治	十三年	金壹圓	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

五九三

398
119

